平成２５年（フ）第２５２号
群馬県伊勢崎市宮子町3588番地１　メゾン根岸Ａ６
債務者　大澤　靖弘
１　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２５３号
群馬県前橋市富士見町時沢2973番地６　シャルム純103号
債務者　石倉　秀春
１　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２５４号
群馬県佐波郡玉村町大字小泉150番地１　小泉ヒルズＢ101
債務者　黒田　征二
１　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２５６号
群馬県伊勢崎市堀口町228番地３　ヨコザワヒルズ５―202
債務者　寺島　寛人
１　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２６１号
群馬県伊勢崎市長沼町659番地５
債務者　日下ヒロシこと　クサカ　ワギネル　ヒロシ（ＫＵＳＡＫＡ　ＷＡＧＮＥＲ　ＨＩＲＯＳＨＩ）
１　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２６２号
群馬県伊勢崎市長沼町659番地５
債務者　クサカ　ビアンカ（ＫＵＳＡＫＡ　ＢＩＡＮＣＡ）
１　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２６４号
群馬県渋川市中村1205番地７　トーチューモンパレス第１　２―101
債務者　住友　功之
１　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２６９号
群馬県吾妻郡中之条町大字山田346番地２
債務者　三村　秀樹
１　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２７２号
群馬県伊勢崎市連取町3004番地５　エレンシア206
債務者　西田　秀行
１　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２７４号
群馬県前橋市上大屋町17番地２　マルベリータウン八ヶ峰カ号
債務者　石井　智幸
１　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２７５号
群馬県伊勢崎市東小保方町3942番地２
債務者　新井　敬士
１　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２７７号
群馬県伊勢崎市新栄町3955番地３　サニーランドＢ202
債務者　谷口まゆみ
１　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１８０号
群馬県藤岡市中栗須301番地
債務者　佐藤　　豊
１　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１８１号
群馬県藤岡市中栗須301番地
債務者　佐藤　明美（旧姓菊池）
１　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第５５０号
千葉県市原市藤井１丁目116番地１　スプリング・クレイン
債務者　加藤さやか
１　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４０９号
神奈川県厚木市上落合489番地２　レオパレスＳＯＲＡＩ2000―103
債務者　青木路日出
１　決定年月日時　平成25年10月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４４９号
神奈川県平塚市中原２丁目１番63―506号　パークサイド湘南
債務者　藤井　亮太
１　決定年月日時　平成25年10月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部